

12-(1)	独占禁止法9条、11条(一般集中規制)の廃止
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	独占禁止法第9条、第11条
要望の 具体的内容	<p>独占禁止法9条、11条(一般集中規制)を廃止すべきである。一般集中規制については、「規制改革推進3カ年計画」に「廃止することが適切であるとの指摘(略)も踏まえつつ評価・検討する」とされて以来、平成21年以来施行状況をフォローアップし続けてきたことを踏まえ、具体的な検討を始めるべきである。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>企業の経済活動がグローバル化し、市場規模が巨大化する中で、競争に対する個別具体的な弊害の有無を問うことなく、日本市場での規模のみに着目して、一律・外形的に規制を課す規制は、企業活動を不当に制限するだけであり、既に存在意義を失っている。</p> <p>また、企業による事業環境の変化に応じた柔軟な営業展開、資本政策、設備投資等を萎縮させ、同条による規制自体、企業による異分野への新規参入の障害となる。こうした企業努力に対する各種の制約が消費者の利便性、企業の国際競争力、ひいては経済発展の阻害要因となるから廃止を要望する。</p> <p>11条についても、金融資本による産業支配を防止することが必要であるとしても、そのためには第10条や優越的地位の濫用に関する規定を適切に活用すれば足り、金融会社の株式取得について一律の規制を設ける必要はない。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	公正取引委員会企業結合課

12-(2)	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条
要望の具体的内容	<p>信託銀行が信託勘定において株式の議決権を保有していても、当該信託財産は、受益者の利益のために管理するものであり、銀行勘定にて保有している議決権とは別途に行使されるため、独占禁止法第11条の適用対象から信託勘定により保有する株式を除外していただきたい。</p> <p>昨年回答で「実態を踏まえて検討」とあるが、速やかに具体的な検討を始めるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>信託銀行は、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律によって厳しい受託者責任を負っており、例えば、「信託の本旨に従い、受益者のため忠実に信託業務その他の業務を行わなければならない。」「信託会社は、信託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、信託業務を行わなければならない。」とされている(信託業法第28条第1項、第2項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)。</p> <p>また、信託銀行は、信託財産について分別管理義務(信託業法第28条第3項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)を負っており、そもそも、信託銀行が信託勘定において株式の議決権を保有していたとしても、当該信託財産は、受益者の利益のために管理するものであるため、銀行勘定をもって保有する議決権とは自ずと議決権行使のあり方が異なると考えられる。したがって、信託銀行が自ら銀行勘定において保有する株式の議決権と信託勘定において保有する株式の議決権とを合わせ、当該企業を支配する目的をもって議決権行使を行うということは考えられない。</p> <p>以上の理由から、独占禁止法第11条の規定の適用対象から、信託勘定を除外していただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会企業結合課

12-(3)	グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係について
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	弁護士法72条
要望の具体的内容	<p>グループ企業間での法律事務については、「他人性」の要件を欠くとして、同条の構成要件に該当しないとの見解を示すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>グループ企業間での法律事務についても、弁護士法第72条の規制を受ける。</p> <p>子会社を上場させ上場益を得ていた時代と異なり、現在は、会社分割制度の活用やグループ経営への意識の高まりもあり、グループ全体でリスク管理を考える時代である。したがって、情報の集約、リスク管理意識の統一、効率性等の観点から、親会社がグループ全体の法律事務を扱う必要性があるため、グループ会社間であれば、事件性のある法律事務を含めて取り扱うことができることを明確にしていきたい。</p> <p>また、報酬の意義についても、人件費等の実費の精算や、通常営業収入のないホールディングカンパニーが子会社等の法律事務を取り扱う場合の経営指導料程度の対価は実質的には受け取ることによって利益を得ることを目的としているものではなく、報酬には当たらないものとして取り扱うこととしていきたい。</p> <p>企業におけるグループ経営の活性化が期待できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省 大臣官房 司法法制部

12-(4)	遠隔診療に関わる解釈通知の明確化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	<p>医師法第20条 「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」(平成9年12月24日健政発第1075号) 「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について」(平成15年3月31日医政発第0331020号) 「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について(平成23年3月31日医政発第0331第5号)</p>
要望の具体的内容	<p>遠隔診療の適用範囲について、解釈通知の別表にある症例が限定列挙ではなく例示であるとの見解を通知改正によって明らかにするとともに、初診及び急性期の患者についても、地域の実情を鑑みて実施可能との解釈通知の趣旨を改めて周知すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>遠隔診療について、上記の解釈通知により、医師法第20条には抵触しないとの基本的考え方および留意事項が示されている。今般の通知改正は、解釈通知の別表の症例が限定列挙ではなく例示であることを明確化する意図と推察されるが、その趣旨が一般に浸透していない。</p> <p>また、「2011年度経団連規制改革要望」において、遠隔診療について、初診及び急性期における活用可能な範囲の例示を求めたところ、初診及び急性期の患者に対しても、「地域の実情を鑑みて、実施して差し支えない」との回答を得ているが、その趣旨が周知されていない。</p> <p>遠隔診療の適用範囲について、解釈通知の趣旨を明確に周知することを通じ、遠隔診療の柔軟かつ適切な適用を実現し、より多くの患者に対して診療の機会を設けることができる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省 医政局 医事課

12-(5)	特定健診の保健指導におけるICTを活用した遠隔面談の実現
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)第7条第1項及び第8条第1項 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保険指導の実施方法(厚生労働省告示第9号)</p>
要望の具体的内容	<p>特定健診に基づく保健指導の初回面接において、ICTを活用した遠隔面談を直接面談と同等の措置として認めるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>特定保健指導では、初回は面接による支援を行うこととされているが、ICTを活用した遠隔面談は認められていない。同時に、面接者は、医師、保健師・管理栄養士等に限定されており人員の確保も問題となっている。</p> <p>遠隔面談が可能となれば、企業の事業場(特に営業所)に対して本拠地のスタッフが、ICTを活用して個別面談指導やグループ指導が行えるため、特定保健指導の受診率の向上という観点からも、効果が多いに期待できる。</p> <p>「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果)(2012年6月29日)」において、「実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する(平成24年度上期検討・結論)」となっているが、具体的な検討課題や進捗状況が不明である。早期の実現を図るよう強く要望する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省 健康局

12-(6)	医療機器等における「認証」品目の承継制度の導入
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	薬事法薬事法第23条の2
要望の具体的内容	<p>医療機器等の製造販売会社の合併や分割、事業の移転等が発生した場合に、事業承継会社が、製造・販売する機器について改めて「認証」を取得する際に、旧会社が取得したものと同一認証番号を付与できるように、現行制度の運用を改正すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>医療機器等の販売に際しては、高度管理医療機器、管理医療機器等の種類により、厚生労働大臣による「承認」あるいは、登録認証機関による「認証」のいずれかを取得する必要がある。製造販売会社の合併や分割、事業移転等が発生した場合、「承認」品目のみ承認取得者の地位が承継できるとされており必要な手続きが定められている。しかし、「認証」医療機器は承継手続きがないため、販売権を受け取る企業で新たに認証を取得しなければならない。認証の再取得により、事業承継後の医療機器の販売製造は可能となるが次の問題が発生する。</p> <p>①旧認証で販売された医療機器については継承業者が存在しないことになるため、機器の不具合の修正や中古販売ができない。</p> <p>②認証番号が異なるため、同じ製品であっても旧認証で販売された医療機器については、オプションの追加や安全性の向上のための改変を行えない。</p> <p>なお、本要望に関し、「規制・制度改革に係る方針」(平成24年7月10日閣議決定)において、「薬事法の運用により対応が可能かどうかについて、登録認証機関及び業界団体の意見を聴取した上で検討を行い、結論を得る。(平成24年度検討・結論)」とされている。現行制度の運用改正に向けて検討を急ぎ、今年度中に結論を得るべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省 医薬食品局

12-(7)	健康保険における大規模な事業所編入時の権利義務の一部承継
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	現状、該当する法令なし。関連ある法令として、 健康保険法第24条(分割) 健康保険法第25条(設立事業所の増減)
要望の具体的内容	<p>健康保険組合の事業所編入にあたり、前健保組合からの財産(積立金、法定準備金等)の移管が法令化されていない。 大規模な事業所編入については、健康保険法第24条(分割)に準じ、権利義務の一部継承(財産の移管)を認めて頂きたい。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>現行の健康保険法は大規模な事業所編入を想定していないので、編入前の健保加入者に匹敵する大規模な事業所編入を実施した場合でも、編入前健保で積立ってきた財産(積立金、法定準備金等)を移管することが認められない。編入先健保は、健康保険法施行令第46条(準備金の積立)に基づき編入者相当分の法定準備金を追加で積立なければならない。 結果、編入先の健保は多大な財政負担(健康保険料率の大幅引上げ等)を強いられることになる。 従業員感情としても理解できない部分も多い。(編入前の健保組合で積立ってきた財産(法定準備金等)が移管されず、編入先の健保組合であらためて積立てる(保険料として支払)必要がある。また、編入者以外の被保険者も法定準備金の必要額を充たす為、追加で保険料負担が生じる。)</p> <p>企業が国際競争力を視野に生き残りをかけて、今後、事業譲渡・統合を加速させる場合にあっても、劇的な財政負担(保険料負担)を強いることなく、健康保険の適用が受けられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省 保険課

12-(8)	協調領域に相応しい技術普及志向の特許制度の検討
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	特許法第100条
要望の具体的内容	<p>特許法は、特許権者に差止請求権を付与している(特許法第100条)が、様々な技術やサービスの基盤となる領域(協調領域)においては、特許権者の差止請求権の行使がイノベーション創出を阻害する場合があります。そのため、協調領域に相応しい新しい権利体系を検討すべきである。具体的には、差止請求権は無いものの損害賠償請求権や対価請求権のある制度(いわゆる「ソフトIP」)を創設することも検討すべきである。同様の問題意識から、第三者の実施許諾を拒否しない旨を宣言または登録する「ライセンス・オブ・ライト」制度の導入についても検討する必要がある。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>現在の特許法では、権利行使をする者が何人であれ、特許権を侵害する者に対して、その侵害の差止請求を行うことができる。</p> <p>医薬品分野や機能性材料のように、一つの製品に含まれる特許数が少数で、基本特許を取得すれば独占的な市場を形成できる分野においては、このような制度は依然として有効に機能している。</p> <p>しかし、エレクトロニクス製品のように、一つの製品に多数の技術・特許が必要で、単独でそれら全てをカバーすることができず、他社とライセンスをシェアしなければならない分野においては、権利者の権利行使が経済社会的な弊害となり、イノベーションの阻害につながる場合もある。こうした場合においては、差止請求権を一定程度制限する権利体系も検討する必要がある。</p> <p>こうした将来を見据えた新しい構想は、わが国が世界の知財制度の議論をリードすることにつながり、イノベーションのハブとしての魅力向上にもつながる。なお、こうした権利体系は、現行制度の廃止ではなく、現行権利体系と併存させて「複線型特許法制」とすることが必要である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 特許庁

12-(9)	職務発明制度の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	特許法第35条
要望の具体的内容	<p>個々の企業では、自社の判断で国内外を対象に各種のインセンティブ制度を設けているところでもあり、わが国の職務発明制度については、発明の法人帰属、あるいは自由契約化等を含め、「知的財産推進計画2012」にも挙げられているとおり、再改定に向けた本質的な検討を行い早期に結論を得るべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>現行の職務発明制度(特許法第35条)は、職務発明について使用者等に特許を受ける権利等を承継等させる代償として、従業者等は「相当の対価」の支払を受ける権利を有する。</p> <p>「相当の対価」の額の算出にあたっては、使用者等と従業者等との間の取り決めが不合理でない限り、その取り決めに従われる。不合理と認められるか否かは、合意に至る手続面を重視しつつ、対価を決定するための基準の内容や対価の額等の実体面の要素も補完的に考慮して判断する。対価の定めが存在しない場合又は不合理である場合、対価の額は「使用者等が受けるべき利益」及び発明完成に至る使用者等の「負担・貢献及び従業者等の処遇その他の事情」を考慮し決定される。</p> <p>しかし、裁判所が対価の額が不合理と判断した場合は、高額の対価が算定される可能性があり、「相当の対価」請求権が依然として経営上のリスクであり続けている。また、そもそも対価請求権が従業者等にとって発明のインセンティブになっているか疑問がある。更に、従業者等のみ権利を与えることが、集団での研究開発や、使用者等の研究開発投資、企業の国際的競争力等に悪影響を及ぼしており、特に欧米企業との連携を進める際に支障となっている。</p> <p>職務発明制度を再改定した場合、集団での研究開発意欲を高め、企業も安心して研究開発投資を行うことができるため、わが国企業の国際競争力を高めるとともに、海外企業との連携も進めやすくなり、オープンイノベーションが促進されることが期待される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 特許庁

12-(10)	抗体(未製品化)を輸出する際の検疫手続の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	家畜伝染病予防法第45条
要望の具体的内容	<p>同一の個体から採取した抗体を同じ国に輸出する場合、2回目以降輸出する抗体が、初回に輸出した抗体と同一であるとの証明書(※輸出企業の代表者による証明書)を添付していれば、動物検疫を不要とするような包括的な手続を導入すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>家畜伝染病予防法第45条では、輸入国政府がその輸入に当たり、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれの有無についての輸出国の検査証明を必要としている動物その他の物について、輸出者が、あらかじめ、家畜防疫官の検査を受け、かつ、輸出検疫証明書の交付を受けなければならないと定めている。</p> <p>このため、製品化されていない抗体を輸出する際、その都度、検疫を受けなければならないが、検疫願いや試料説明書等を作成しなければならず、事務負担が大きい。</p> <p>○ウサギ由来抗体 ・準備書類:インボイス、非該当証明書、検疫願い、試料説明書 ※家畜抗体は血清の構成成分であるとして動物検疫の対象品となるが、例外として、メーカー等により製造され市場流通しているもので、カタログ等から精製品であることが確認できるものは検疫の対象外となる。</p> <p>○サル由来抗体 ・準備書類:インボイス、非該当証明書、経産省発行のCITES Export Permit及び輸出承認申請書、Original vet health cert from shipper(必要な場合。AVA Import Permit上に記載の輸入条件による) ・Consigneeにて準備する書類: Import CITES permit、Import AVA permit</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省

12-(11)	レーザーディスプレイ製品の国内一般販売に向けた法令・規格の整備
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	電気用品安全法 電気用品の技術上の基準を定める省令
要望の具体的内容	<p>レーザーを光源に用いたディスプレイ(以下、レーザーディスプレイ)は、色再現性に優れ、低消費電力で長寿命といった特徴を備えている。そのためプロジェクタの分野では、従来の水銀ランプに代わるクリーンな新光源として、欧米・台湾・日本など各国で実用化に向けた動きが活発になっている。しかしながら、わが国では、法令・規格が未整備のため、市販可能な製品基準が不透明な状態となっている。国内でのレーザーディスプレイ製品の一般販売を活性化すべく、官民による具体的な検討を早急に開始し、クラス3R(可視光)まで販売できるよう法令・規格を整備すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>拡散したレーザー光を光源とする据置型のプロジェクタは、電気用品安全法の指定する「特定電気用品以外の電気用品」に該当し、民生用AV機器として市販する場合、IEC 60065/JIS C 6065に準拠してクラス1までに制限される。一方、情報機器として市販する場合、IEC 60950-1/JIS C 6950-1に準拠するが、市販可能なレーザークラスは明記されていない。(旧版(J90950:H19)では、適否はIEC 60825-1に従って判定するとあり、クラス3Rまでとの解釈が可能だった。)</p> <p>①拡散したレーザー光を光源とするディスプレイの場合、レンズによる集光性(網膜への安全性)は他の自然光(太陽光、ランプ光)と変わらないこと、②IEC 60065とIEC 60950-1の統合規格 IEC 62368のEd.2(2013年発行予定)ではクラス1M~クラス3R(可視光)までは同一カテゴリに分類され、Instructional Safeguardがあれば市販可能になること、上記3つの理由により、クラス3R(可視光)までのレーザーディスプレイ製品は一般販売を可能にすべきである。</p> <p>なお、2013年には世界水銀条約の採択・署名、2015年にはRoHS指令における水銀ランプの適用除外の終了が予定されており、ディスプレイにおける新光源への転換が急務である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省商務流通グループ製品安全課

12-(12)	電気医療機器に使用される部品等への電気用品安全法適用の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電気用品安全法、薬事法施行規則第40条(承認申請書に添付すべき資料等)、平成17年2月16日付薬食機発第0216001号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知「医療機器の製造販売承認申請に際し留意すべき事項について」
要望の具体的内容	<p>電氣的に作動する医療機器に関し、薬事法に基づく承認申請や認証基準において医用電気機器の安全規格であるJIS T0601-1に適合をすることが義務付けられている。また、電気用品安全法においても、医療機器で使用されるような部品等について、その適用が求められることがある。</p> <p>この結果、同一の電気医療機器に関し、薬事法、電気用品安全法それぞれにおいて安全性確認義務が発生し、二重規制になっていることから、医療機器への電気用品安全法の適用を見直すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>薬事法に基づく承認申請等の添付資料または認証基準における引用規格において、電気医療機器はJIS T0601-1「医用電気機器—第1部:安全に関する一般的要求事項」等への適合性を証明することでその安全性を確保することとなっている。</p> <p>一方、電気用品安全法は、「電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保(第1条)」を目的とし、医療機器に関しても、一般的に使用される部品(ACアダプタ等)について、事業届出(法第3条、政令第2、3、4条)、基準適合義務(法第8条)、特定電気用品の適合性検査(法第9条)、表示(法第10条、12条)が求められている。</p> <p>しかしながら、医療機器で使用する部品等は、通常流通する電気部品と異なり、薬事法に基づき当該機器本体と一体として安全性が担保されている。また、当該品目は、コネクタの形状等から医療機器本体と一体としてのみ使用可能なものであり、部品単体では、他の電気機器に接続して使用することはできない。そこで、この医療機器にのみ使用可能な部品等に対して、それを製造する事業届出や基準適合義務を求める電気用品安全法の適用は、当該品目に対する二重規制であり、電気用品安全法の適用を見直すべきである。</p> <p>本要望が実現した場合、薬事法と電気用品安全法の製品安全性確認を個別に行う必要がなくなり、重複コストが削減される。結果、医療機器メーカーの参入障壁、維持管理コストの削減も可能となる。また海外で流通する医療機器が電気用品安全法の個別対応を求めることなく参入可能となる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省、経済産業省

12-(13)	電気用品安全法における輸出専用品への届出義務の適用除外
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	電気用品安全法第54条 電気用品安全法施行令第4条
要望の具体的内容	<p>輸出用の電気用品を国内へ流通させることなく適切に輸出を行っている事業者については、電気用品安全法に基づく届出義務を適用除外とすべきである(例えば、3年間法令違反なく輸出を行った製造事業者が、自己申告で経済産業省に適用除外の申請を行うといった制度の構築)。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>電気用品安全法第54条及び電気用品安全法施行令第4条により、輸出用の電気用品について技術基準の適用を除外する特例を認めているが、届出については国内向けの電気用品同様に届出を行うこととなっている。「電気用品安全法 関係法令集」において、届出を義務付ける目的として、輸出用の電気用品の国内への流入に対する迅速な対応を挙げている。</p> <p>適切に製品の輸出を行っている事業者にとって、製品の国内流入を理由とした届出義務は不要コストである。国内流入を防止する対応としては、製品の出荷から輸出にかけた流通行為が適切に行われているかに関して行うべきであり、届出義務によって事業者に一律に負担を課すべきでない。適切に輸出を行っている事業者については、届出義務の適用を除外すべきである。輸出製品についての届出が不要になれば、業務効率化により低コスト化が促進される。</p> <p>【参考】</p> <p>欧州における製品の安全性や品質などの規制統一を定めたニューアプローチ指令では、加盟国で製造された新製品、ならびに第三国から輸入された使用済み製品・中古品・新製品について適用されるが、第三国に輸出する目的で加盟国内で製造された製品は除外されるため、技術基準への適合、届出(適合宣言)ともに要求されないものとなっている。海外の主要規制との整合からも、輸出製品についての届出は適用除外すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課

12-(14)	電気用品安全法における輸入事業者の適用範囲の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電気用品安全法第3条等
要望の具体的内容	<p>輸入や保管・管理に特化した事業者とは別に、技術基準適合確認など当該輸入製品を保証できる国内事業者が存在する場合は、その事業者を、輸入製品に係る責務を果たす輸入事業者として認めるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>電気用品安全法において製造事業者又は輸入事業者は、事業の届出(第3条)、承継(第4条)、変更の届出(第5条)、廃止の届出(第6条)、届出事項に係る情報の提供(第7条)を行うこととなっている。一方、経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課が編集を担当した「電気用品安全法 関係法令集」(平成20年5月改訂、(社)日本電気協会)においては、輸入代行の場合に当該輸入品を販売する者が届出義務者になる考えも記されている。</p> <p>製品の輸入・販売から保守サービスにかけての商品サイクルにおいて、今後、事業形態の多様化や業務効率改善のために流通の役割分担も変化していくと考えられる。例えば、取扱数量や保管・管理の単位が小さい保守サービスにおいては、数量や単位が大きい完成品の輸入販売とは異なる流通の仕組みが望ましい。この結果、輸入行為や保管・管理行為に特化した事業者が輸入事業者としての責務を果たせない問題が生じる可能性がある。</p> <p>しかし輸入事業者の定義を、責務を負う能力を有し、かつ、当該製品の流通への関与実績等の一定条件を満たす国内事業者(以降、安全管理事業者とする)と運用解釈し、安全管理事業者が輸入事業者と同等の責務を負うことが可能となれば、輸入や保管・管理を行う者の責務を軽減、最適化できる。安全管理事業者が国内に存在する場合、製品に対する責任は明確であり、技術基準順守・製造品質も担保される。商品サイクルを通して安全管理事業者を認めることで、責任所在が明確になり、且つ法的手続きの合理化が図られ、無駄なコスト要因や製品開発の妨げを低減でき、輸入事業者の一部業務のアウトソーシング(例えば、機能分社化)といった新たな事業形態を創出できる。一例として、製品としての国内販売を目的として輸入する場合、輸入事業者本体が付属品を含めた製品全体の輸入手続きを行うが、サービス用(交換用)に、製品付属と同一の電気用品対象製品(例えばリチウムイオン蓄電池)を分社化されたサービス事業者が独自に輸入するようなケースを想定している。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課